

**労働時間の適正化を！
全国一斉電話無料相談開催**

長時間労働等の問題について、相談に応じます。お気軽にお電話ください。

日時 11月21日(土) 9時～17時
相談電話番号

☎0120・794・713

問合先 福岡労働局労働基準部監督課

☎092・411・4862

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です！

殴る蹴るの身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、電話や外出を制限するなどドメスティックバイオレンス(DV)にあたります。

秘密は厳守されますので、一人で悩まず、お気軽にご相談下さい。

相談窓口

◎嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

(平日8時30分～17時15分)

☎29・0071

◎女性相談所

(平日9時～17時15分)

☎092・711・9874

◎夜間・休日相談電話

(夜間は24時まで)

☎092・716・0424

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

DVや職場でのセクハラ、ストーリーなどの悩みを、一人で悩まず相談してみませんか。

女性の人権擁護委員と法務局職員が無料で相談に応じます。

期間 11月15日～11月21日の7日間

◎平日・8時30分～19時

◎土日・10時～17時

「女性の人権ホットライン」電話番号

☎0570・070・810(全国共通)

問合先 福岡法務局人権擁護部

☎092・721・9166

暴力被害集中相談を実施します！

暴力団等による暴力被害者の早期救済を目的に、警察、弁護士会、県暴迫センター等が連携して、面接、電話による集中相談を実施します。

日時 11月28日(土) 10時～16時

場所 イイツカコミュニティセンター2階

センター2階

相談電話番号

☎080・5600・5891

問合先 (財)福岡県暴力追放運動推進センター

☎092・651・8938

**「存じですか？
「児童の権利に関する条約」**

1989年の国際連合総会で採択され、わが国では1994年に発効した「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての子どもの権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を図り、その健やかな成長や幸せのためにつくられたものです。

【条約の主な内容】

- 子どもは教育を受けることや遊ぶことが認められるべきです。
- 子どもは自由に考え、信じることが認められるべきです。
- 家庭環境に恵まれない子どもにも保護と援助が与えられるべきです。
- 子どもは、あらゆる差別や暴力、虐待などの不当な扱いから守られるべきです。

問合先 新社会推進部青少年課

☎092・643・3387

11月は「児童虐待防止推進月間」です！

『守ろうよ』

未来を見つめる小さなひとみ』

(平成21年度「児童虐待防止推進月間」標語)

子どもたちのSOSに気づいてください。児童虐待は、暴力だけでなく、衣食住の世話をしなかったり、言葉で心を傷つけたたりすることも含まれます。

「児童虐待では？」と感じることがあれば、ご連絡お願いします。

連絡先

◎桂川町役場健康福祉課

☎65・0001

◎嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

☎0949・23・3111

◎田川児童相談所

☎0947・42・0499

